

○高千穂町国民健康保険病院倫理委員会規程

平成24年8月31日
訓令第4号

(設置及び目的)

第1条 高千穂町国民健康保険病院において行われる医療行為及び医学研究が、患者の基本的人権の尊重と擁護、医療の倫理的配慮に基づき、社会的観点から適切に行われることを目的とし、高千穂町国民健康保険病院倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) 医療に関する法律の遵守に関わること。
- (2) 患者の基本的人権の擁護に関すること。
- (3) 終末期医療に関すること。
- (4) 告知に関すること。
- (5) 臨床研究に関すること。
- (6) その他医療倫理の適切な保持に関する必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の職員を持って構成する。

- (1) 副院長
- (2) 主任医長
- (3) 総看護師長
- (4) 看護師長
- (5) 薬剤師
- (6) 事務長
- (7) その他院長が指名する職員
- (8) 外部有識者 若干名

2 委員は、院長が任命する。

3 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、異動、退職等により前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副院長がこれに当たる。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、主任医長の中から院長が指名した者がその職務を代行する。

(審査の申請)

第5条 委員会に審査の申請をしようとする者は、審査申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、院長に提出しなければならない。

(委員会)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項について院長に審査の申請があったときに必要に応じて開催し、倫理的観点から審議するものとする。

2 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員は、審査事項が自己に係わる場合は、議決に参加することはできない。

5 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(院内倫理委員会)

第7条 委員長は、次に掲げる場合においては病院内委員による院内倫理委員会を開催することができる。ただし、審査結果については、次回開催する倫理委員会において報告するものとする。

(1) 特に緊急を要するため外部委員を含めた委員会を開催する時間的余裕がないと院長が認めた場合

(2) 病院内における軽微な倫理の諸問題

(3) 個人情報保護の安全措置に関する諸問題

2 委員長は、前項第2号、第3号の諸問題における院内倫理委員会については、院長に出席を求めることができる。

(判定及び結果の通知)

第8条 委員会の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとする。ただし、継続審議の時間的余裕がない場合においては、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決し、結果通知に反対意見も付する

2 判定は、承認、条件付き承認、不承認、非該当及び継続審議を委員会の判定結果とし、院長に審査結果通知書(様式第2号)により報告しなければならない。

(会議録)

第9条 審議経過及び結果は、会議録を作成して保存し、原則として非公開とする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、個人のプライバシーの確保と同意を得て内容の全部又は一部を公開することができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、地域医療連携室の社会福祉士が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第3号)

この訓令は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)